

議案第 72 号

平成 25 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度津和野町一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 1 表 債務負担行為」による。

平成 25 年 7 月 31 日提出

津和野町長 下 森 博 之

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事	平成26年度～平成27年度	155,179